

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

国が旧優生保護法の被害者に 全面的な謝罪・補償をすることを求める請願

1948年に成立した優生保護法によって、1996年に法改正されるまでの約50年間に約2万5000件もの障害を理由とした不当な不妊手術が行われました。法改正後も、国は「当時は合法であった」として被害者に対する謝罪も補償も行わないまま被害を放置しました。

2019年5月28日に仙台地裁で、国内で初めて旧優生保護法についての国賠訴訟の判決が下されました。判決では、結論は原告の請求は全て棄却されましたが、優生保護法の優生条項を違憲と断じ、強制不妊手術が違憲・違法であり、憲法上の権利（子どもを産むか産まないかを自分で決められる権利であるリプロダクティブ・ライツ）の侵害であることを認めました。

この判決に先立ち2019年4月24日に成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」は、旧優生保護法が違憲であることを前提としないものであり、国による謝罪や責任が明確に示されていません。内容も被害回復には著しく不十分な内容でした。旧優生保護法の被害は、単に手術を強制されただけでなく、明確な差別によって心身が傷つけられその後の人生に様々な苦痛をもたらし続けていることです。その被害の甚大さを鑑みれば一時金320万円の支給が不十分なことは明らかです。

そこで、私たちは、旧優生保護法が違憲であることを前提とした、真に被害回復に足る法律・対策を求めて以下のとおり請願します。

●請願事項

- ① 国は、優生思想を推進してきた責任と人権侵害の事実を認め、被害者に対しその名誉を回復するに足る謝罪をすること
- ② 国は、被害者を一人も残さず、被害の実態に見合うだけの十分な補償すること
優生上の理由で行われた人工妊娠中絶の被害者、自分が被害者であることを知らない被害者、優生保護法廃止以降も同様の思想によって不妊手術や中絶が行われた被害者なども補償の対象とすること。
- ③ 国は、補償のための法で優生思想を否定し、性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）を尊重することを明記すること
- ④ 国は、障害を理由に不妊手術を強いた優生政策についての実質的かつ詳細な調査・検証を行い、優生思想の克服と差別の根絶に向けた施策を講じること

※本署名および個人情報情報は請願以外の目的では使用しません。

氏名	住所(都道府県名から書いてください。)
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

◆署名は鉛筆ではなく、ボールペンまたはサインペンでお願いします。

◆住所は、「同上」、「//」は使わず、都道府県から番地までをご記入願います。

[呼びかけ団体]

強制不妊訴訟不当判決とともに立ち向かうプロジェクト (Mail:confront.project.tohoku@gmail.com)
優生手術被害者とともに歩むみやぎの会

[送付先]

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1-3

強制不妊訴訟不当判決とともに立ち向かうプロジェクト レターケース79番